

江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

条例第11条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次により行う。

- 1 開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であつて、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上、特に開示する必要があると認めるとき。
- 2 開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る公文書の全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る公文書を、実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ。）において保有していない場合又は開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する公文書に該当しない場合
 - (4) 開示請求の対象が、他の法令等における適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合
 - (5) 公文書の特定が不十分である場合等開示請求に形式的な不備がある場合
 - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合
- 3 前2項の判断に当たっては、公文書に該当するかどうかの判断は「第2公文書該当性の判断基準」に、開示請求に係る公文書が不開示情報に該当す

るかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、公文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第6 公文書の存否に関する情報についての判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は「第7 権利濫用に当たるか否かの審査基準」に、それぞれ基づき行う。

第2 公文書該当性の判断基準

開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する公文書に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

1 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委託を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

2 「文書」とは、文字又はこれに代わる符号を用いて、特定人の具体的意思を表示した物で、ある程度の永続性があるものをいう。

「図画」とは、図又は画を用いて、特定人の具体的意思を表示した物で、ある程度の永続性があるものをいう。

「文書、図画」には、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム、写真フィルム、スライド等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。いわゆる電子情報だけでなく、再生機器を用いなければ情報を知覚することができない録音テープや録画テープも含む。

3 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用さ

れ、又は保存されている状態のもの（組織共用文書）をいう。

他方、①職員が単独で作成し、又は取得した文書等であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書等であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものには該当しない。

作成され、又は取得された文書等が、どのような状態にあれば組織的に用いるものといえるかについては、①文書等の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成し、又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書等の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処分できる性質の文書等であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行う。

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、りん議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。

- 4 「保有している」とは、当該公文書を事実上支配（当該公文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該公文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）している状態をいう。したがって、当該公文書を書庫

等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該公文書を事実上支配していれば、「保有」に該当する。一時的に借用している場合や預かっている場合など、当該公文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

「保有している」の判断に当たっては、文書管理簿等への登録や収受印の押印があることは必要とされない。

- 5 「区報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（条例第2条第2項第1号）とは、紙媒体のものに限られるものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、条例第2条第2項第1号に該当せず、開示請求の対象となる。

第3 不開示情報該当性の判断基準

開示請求に係る公文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

1 個人に関する情報（条例第7条第1号）の判断基準

- (1) 個人に関する情報（条例第7条第1号本文）については、ア～オを踏まえ、判断する。

ア 「個人に関する情報」は、生存する個人及び死亡した個人に関する情報であって、次に該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まない。また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。

- (ア) 個人の属性、人格や私生活に関する情報
- (イ) 個人の知的創作物に関する情報
- (ウ) 組織体の構成員としての個人の活動に関する情報

イ 「その他の記述等」は、氏名及び生年月日以外の記述等であって、次に該当するものなどをいう。

- (ア) 個人別に付された番号その他の符号等

(イ) 映像及び音声（特定の個人を識別することができる場合に限る。）

ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。

エ 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」には、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合が該当する。照合の対象となる「他の情報」は、次に該当するものをいう。

(7) 公知の情報

(イ) 図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報

オ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

(2) 法令、東京都の条例及び区の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（条例第7条第1号ア）については、ア～ウを踏まえ、判断する。

ア 「法令、東京都の条例及び区の条例（以下「法令等」という。）の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示することを求めている規定をいう。

イ 「慣行として公にされ」る情報には、事実上の慣習として知ることができ、又は公にすることが予定されているものが該当する。

ウ 「公にすることが予定されている情報」には、将来公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されているものが該当する。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第7条第1号イ）には、個人に関する情報に

ついて、不開示にすることにより保護される個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る場合が該当する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれがある場合も含まれる。

- (4) 公務員等の職、氏名及び職務の遂行に係る情報（条例第7条第1号ウ）については、ア・イを踏まえ、判断する。

ア 「職務の遂行に係る情報」には、公務員等がその行政機関（国会及び裁判所並びに地方公共団体の議会を含む。）又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報が該当する。このうち、その職、氏名と職務遂行の内容は、不開示情報とはしないこととする。

イ 公務員の氏名は、それが他の不開示情報に該当する場合でない限り開示する。

2 匿名加工情報又は削除情報（条例第7条第2号）の判断基準

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第107条第4項に規定する削除情報が該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第7条第3号）の判断基準

- (1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（条例第7条第3号本文）については、ア～ウを踏まえ、判断する。

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等が該当する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人等の組織や事業に関する情報

(イ) 法人等の権利利益に関する情報

(ウ) 上記のほか法人等との関連性を有する情報

(エ) 法人等の構成員に関する情報

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であって、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報に該当するかどうか判断するものとする。

- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第7条第3号ただし書）には、当該情報を公にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来被害が発生する蓋然性が高い場合も含まれ、事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

- (3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例第7条第3号ア）については、ア～エを踏まえ、判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切が該当する。

イ 「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位が該当する。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が該当する。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に行う。

なお、この「おそれ」には、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

- (4) 任意に提供された情報（条例第7条第3号イ）については、ア～オを踏まえ、判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当

該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であって、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合が該当する。

イ 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は該当しないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合が該当する。

ウ 「公にしない」には、法や江東区情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しない場合が該当するだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しない場合も該当する。

エ 「条件」は、次のいずれかに該当する場合をいう。なお、これらは双方の合意により成立する。

(ア) 実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合

(イ) 法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請により情報は提供するが、開示しないでほしいと申し出る場合

オ 「法人等又は個人における通例」には、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いが該当する。

4 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）の判断基準

公共の安全等に関する情報については、ア～オを踏まえ、判断する。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することが該当する。

イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることが該当する。

ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関において犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することが該

当する。

エ 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動が該当する。

オ 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することが該当するほか、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行も該当する。

カ 「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」は、次に該当する場合をいう。

(ア) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行に支障を及ぼすおそれ

(イ) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定されているものであって、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関して支障を及ぼすおそれ

(ウ) テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ

(エ) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれ

5 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）の判断基準

審議、検討等に関する情報については、ア～カを踏まえ、判断する。

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「実施機関等」という。）の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報には、次に掲げるものに関連して作成され、又

は取得されたものなどが該当する。

(7) 実施機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議等

(4) 実施機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

(ウ) 審議会等又は実施機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、公にすることにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が該当する。

ウ 「不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、誤解や憶測を招き、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれが該当する。

エ 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」には、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を公にすることにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれが該当する。

オ 上記イからエまでにおける「不当に」には、審議、検討等の途中の段階の情報を公にすることの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることが該当する。なお、これに該当するかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で行う。

カ 審議、検討等に関する情報については、実施機関等としての意思決定が行われた後であっても、次の場合には、該当するかどうかの判断を行うこととする。

(7) 当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合

(イ) 当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合

(ウ) 当該審議、検討等に関する情報が開示されると、区民の間に混乱を生じさせる場合及び将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合

6 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）についての判断基準

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（条例第7条第6号本文）については、ア～ウを踏まえ、判断する。

ア 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかにより行う。この判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で行う。

イ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものを必要とする。

ウ 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（条例第7条第6号ア）については、ア～クを踏まえ、判断する。

ア 「監査」には、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることに該当する。

イ 「検査」には、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることに該当する。

ウ 「取締り」には、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することに該当する。

エ 「試験」には、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことに該当す

る。

オ 「租税」には、国税、地方税が該当する。

カ 「賦課」には、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることが該当する。

キ 「徴収」には、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることが該当する。

ク 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、具体的には、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 事前に公にすると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる場合

(イ) 事前に公にすると、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するほか、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがある場合

(ウ) 事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを公にすると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるような場合

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（条例第7条第6号イ）については、ア～エを踏まえ、判断する。

ア 「契約」には、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることが該当する。

イ 「交渉」には、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことが該当する。

ウ 「争訟」には、訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき不服申立てその他の法令に基づき不服申立てが該当する。

エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」は、国、独立行

政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約等であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

(7) 取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合

(4) 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがある場合

(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(条例第7条第6号ウ)は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く区民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合

イ 試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合

(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(条例第7条第6号エ)には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。

(6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(条例第7条第6号オ)には、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る公文書について、条例第8条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(条例第8条第1項)については、開示請求に係る公文書に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開

示できるかどうかの判断を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合には、全体を不開示とする。

ア 当該公文書のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合

イ 当該公文書のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合

ウ 電磁的記録に記録された公文書において既存のプログラムで容易に区分して行うことができない場合（電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合に限る。）

エ 上記に準じる場合

2 個人識別性の除去による部分開示（条例第8条第2項）については、次の事項を踏まえ、判断する。

(1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は、次のアの場合には該当し、イの場合には該当しない。

ア 個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのない場合

イ 作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれがある場合

(2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当しないため、条例第8条第1項の部分開示の規定を適用して開示することである。

第5 裁量的開示に関する判断基準

条例第9条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、条例第7条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要があると認められる場合かどうかにより行う。

第6 公文書の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（条例第10条）は、次に掲げる場合に行うこととする。

- 1 開示請求に係る公文書が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合
- 2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合

第7 権利濫用に当たるか否かの審査基準

権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。

実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たるものとする。